

## 申告の手引き

申請書名	バリアフリー改修に係る固定資産税の減額申告書									
対象の要件	<p>○新築された日から10年以上を経過した住宅（貸家を除く）であること</p> <p>○改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること</p> <p>○平成30年3月31日までの間に、50万円を超えるバリアフリー工事が行われたものであること</p> <p>※介護保険制度などを利用して、国・地方公共団体から補助金等を受けている場合は、その補助金等の額を改修工事費から控除して算定します。</p> <p>○下記のいずれかの方が居住していること</p> <p style="margin-left: 20px;">①65歳以上の方</p> <p style="margin-left: 20px;">②介護保険において、要介護認定、要支援認定を受けている方</p> <p style="margin-left: 20px;">③障害者の方</p> <p>○下記のいずれかの工事を行っていること</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">①廊下の拡幅</td> <td style="width: 33%;">④便所の改良</td> <td style="width: 33%;">⑦引き戸への取替え</td> </tr> <tr> <td>②階段の勾配の緩和</td> <td>⑤手すりの取付け</td> <td>⑧床表面の滑り止め化</td> </tr> <tr> <td>③浴室の改良</td> <td>⑥床の段差の解消</td> <td></td> </tr> </table>	①廊下の拡幅	④便所の改良	⑦引き戸への取替え	②階段の勾配の緩和	⑤手すりの取付け	⑧床表面の滑り止め化	③浴室の改良	⑥床の段差の解消	
①廊下の拡幅	④便所の改良	⑦引き戸への取替え								
②階段の勾配の緩和	⑤手すりの取付け	⑧床表面の滑り止め化								
③浴室の改良	⑥床の段差の解消									
減額の内容	<p>バリアフリー改修工事の完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする課税年度分に限り、1戸当たり100㎡相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます</p> <p>（都市計画税は対象となりません）</p>									
申告の方法	<p>改修工事の完了後3か月以内に、町税務住民課（税の窓口）へ関係書類添付のうえ、「バリアフリー改修に係る固定資産税減額申告書」の提出が必要となります</p> <p>◎添付書類</p> <p style="margin-left: 20px;">①領収書（写し） （改修工事費用の支払いが確認できるもの）</p> <p style="margin-left: 20px;">②工事明細書（写し） （建築士・登録性能評価機関等による証明で代用できますが、証明の発行については建築士・各機関等にご確認ください）</p> <p style="margin-left: 20px;">③改修工事個所の写真・図面 （改修前・改修後）</p> <p style="margin-left: 20px;">④その他補助金等の明細（写し）</p>									
問い合わせ先	<p>税務住民課 資産税班</p> <p>電話番号 043-496-1171 内線114・115</p>									